

和歌山大学教育機構学術情報センター図書館貴重図書取扱規程

制 定 平成27年12月25日

法人和歌山大学規程 第1715号

最終改正 令和5年6月23日

(趣 旨)

第1条 この規程は、和歌山大学教育機構学術情報センター図書館規程第5条第3号に規定する貴重図書の指定及び利用について、必要な事項を定める。

(指定基準)

第2条 貴重図書の指定基準は、和歌山大学教育機構学術情報センター図書管理委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学術情報センター図書館長（以下「館長」という。）が定めるものとする。

(指定手続)

第3条 貴重図書の指定は、委員会の議を経て、館長が行うものとする。

(指定解除)

第4条 貴重図書に指定されているものについて、正当な理由が認められる場合は、その指定を解除できるものとする。

2 指定解除の手続きは、前条に規定する指定手続に準ずるものとする。

(利用目的)

第5条 貴重図書は、次の各号に掲げる目的で利用することができる。

- (1) 学術研究又は学術調査
- (2) 教育
- (3) その他館長が、適当と認めた場合

(利用の許可)

第6条 貴重図書の利用を希望する者は、利用目的に応じて所定の利用申請書を館長に提出し、許可を得なければならない。許可の申請に必要な事項は別に定める。

2 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、許可をしないものとする。

- (1) 貴重図書の保存に悪影響を及ぼすおそれがある場合
- (2) 図書館業務の適正かつ円滑な運営をする上で支障がある場合
- (3) 著作権、所有権、肖像権その他これらに類するものを侵害するおそれがある場合
- (4) その他貴重図書の利用を許可することが適当でない場合

(利用上の注意)

第7条 貴重図書の利用にあたっては、適切な取扱いの下で利用するものとする。

(特別費用の負担)

第8条 貴重図書の利用に際し、特別な費用が発生する場合は、利用者が当該費用を負担するものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者は、貴重図書を損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、貴重図書に関し必要な事項は、委員会の議を経て

教育機構学術情報センター図書館貴重図書取扱規程

館長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年12月25日より施行する。
- 2 和歌山大学附属図書館紀州藩文庫利用規程及び和歌山大学附属図書館貴重図書閲覧手続き要項は廃止する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1901号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2663号）

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。